

与那国町における新型コロナウイルス感染症への対応について（第3報）

与那国町民の皆様にはこれまで本町からの新型コロナウイルス感染症への対策にご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

与那国町においては、学校休校や保育所、学童、幼稚園児預かり保育などの休園等の措置など町民生活への制限、また、飲食業や宿泊業の皆様には営業自粛など様々なご協力をお願いしてまいりました。おかげ様で本町においては、5月7日から学校等を再開することができましたが、新型コロナウイルス感染の収束には程遠い状況下であり、緊急事態宣言が5月31日まで延長されたところではあります。引き続き、国、県の動向を注視していきたいと思っております。そういう中、全国各地で経済活動が徐々に再開しつつあります。本町においても日常の生活に戻すため、町民の皆様や事業者の皆様には引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年5月8日

与那国町長 外間守吉

1. 町民の皆様へのお願い

- ・町民生活においてはこれまで同様に、密閉、密集、密接の三密は避けてください。手洗い、うがい、消毒、マスク着用等の感染予防策を徹底していただき、感染者を出さない努力を継続してください。
- ・児童生徒を含む町民に関しては郡外への移動は基本的に自粛をお願いします。やむを得ない事情で郡外に移動した場合は、帰島後2週間の自宅待機をお願いします。また、島外への移動がない場合でも、仕事等での島外の方と頻繁に接触する機会がある方は、自主的な検温の実施をお願いします。

2. 事業者の皆様へのお願い

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、沖縄県から休業要請のある施設については、5月20日まで休業へのご協力をお願いします。
- ・各事業所においては、従業員のマスク着用等の感染予防策のほか、密閉、密集、密接を避ける営業を行ってください。
- ・各事業所においては、日々店内の消毒作業を徹底していただき、接触感染を防ぐ措置をとってください。

3. 飲食業者の皆様へ

・ 食堂や居酒屋等の飲食事業者においては、従業員のマスク着用等の感染予防策のほか、密閉、密集、密接を避ける営業を行ってください。また、時短営業等へのご協力もよろしくをお願いします。

4. 宿泊事業者の皆様へのお願い

・ 13の特定警戒地域に指定されている都道府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府）からの宿泊に関しては、極力お断り頂くようご協力をお願いします。

・ 宿泊施設においては、宿泊客の毎日の検温と健康状態の確認の徹底をお願いします。

宿泊客の発熱、咳、倦怠感等の症状があった場合は、診療所へ連絡し、医師の判断に従ってください。

国の専門家会議が示した「新しい生活様式」

